

株式譲渡制限会社の株主総会について

当社は少人数で運営している株式譲渡制限会社ですが、当社のような小規模の会社での株主総会のあり方について教えてください。

1 会社法の制定と株主総会

会社法の制定により、株主総会に関する規定に改正前商法から変更された部分があります。特に、取締役会設置会社であるか、取締役会非設置会社であるかにより、株主総会に関する規定が異なる部分があり、取締役会非設置会社では、取締役会設置会社よりも株主総会及び各株主の権限が強化されています。

今回は、株式の全部について譲渡制限が付されている、いわゆる株式譲渡制限会社であることを前提として、取締役会設置会社の場合と取締役会非設置会社の場合とを区別しながら、株主総会を運営に関する規定を概観してみましょう。

なお、株式の一部にでも譲渡制限が付されていない、いわゆる公開会社の場合は、以下の説明とは異なる部分がありますので、留意して下さい。

2 株主総会の権限

取締役会設置会社においては、株主総会は、会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り、決議することができます（会社法295条2項。以下、条文はすべて会社法）。

これに対し、取締役会非設置会社における株主総会は、会社法に規定する事項および株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができます（295条1項）、取締役会非設置会社では株主総会は極めて大きな権限を持ちます。

3 株主総会の招集

(1) 招集権者

株式会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければなりません（296条1項）。また、株式会社は、必要がある場合にはいつでも臨時株主総会を招集することができます（296条2項）。

株主総会の招集は、通常、取締役が行うことになります（296条3項）。

これに対し、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、株主総会の招集を請求し（297条1項）、①この請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合、または②この請求があった日から8週間（これを下回る期間を定款で定めた場合には、その期間）以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合には、裁判所の許可を得て、自ら株主総会を招集することができます（297条4項）。

(2) 招集の決定

取締役会設置会社においては、取締役会決議により、①株主総会の日時および場所、②株主総会の目的である事項があるときは、当該事項などを定めて、株主総会の招集を決定します（298条1項、4項）。

取締役会非設置会社の場合には、取締役が上記の事項を定めて株主総会の招集を決

定します（２９８条１項）。

株主による招集の場合には、当該株主が上記の事項を定めます（２９８条１項）。

(3) 招集地

株主総会の招集地に特に制限はありません。改正前商法では、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の招集地は、本店の所在地またはこれに隣接する地に限られていましたが、会社法ではこの制限は廃止されました。

(4) 招集通知の発送

取締役会設置会社では、株主総会を招集するためには、取締役は、株主総会の日の１週間前までに、株主に対して書面（または電磁的方法）による招集通知を発しなればなりません（２９９条１項）。この招集通知には、会議の目的事項を記載することが必要です（２９９条２項、４項）。

これに対し、取締役会非設置会社においては、定款で、招集通知を発する期限を１週間前よりも短縮することができます（２９９条１項）。また、招集通知を口頭で行うことも可能ですし、会議の目的事項の記載も必要ではありません。

なお、取締役会設置会社と取締役会非設置会社のいずれにおいても、株主総会においてその延期または続行を決議した場合には、延期または続行される株主総会について、あらためて招集を決定したり招集通知を発したりする必要はありません（３１７条）。

4 株主提案権

(1) 株主提案権を行使できる株主

株主が取締役に対し、①一定の事項を株主総会の目的とすること（議題提案権）、または②株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知すること（議案提案権）を、総じて株主提案権といいますが、株主提案権が認められる株主の範囲も、取締役会設置会社であるか、取締役会非設置会社であるかにより異なります。

取締役会設置会社においては、総株主の議決権の１００分の１以上の議決権または３００個以上の議決権を有する株主に株主提案権が認められます（３０３条２項３項、３０５条１項但書）。なお、上記の議決権の割合や個数については、定款で引き下げることができます。

これに対し、取締役会非設置会社においては、全ての株主に株主提案権が認められており（３０３条１項、３０５条１項本文）、株主の権限が強化されています。

(2) 株主提案権の行使手続

株主提案権の行使手続も、取締役会設置会社であるか、取締役会非設置会社であるかにより異なる部分があります。

議題提案権については、取締役会設置会社においては、株主総会の日の８週間前までに、取締役に対して請求をしなければなりません（３０３条２項、なお、上記の期間については、定款で引き下げることができます）、取締役会非設置会社においては、そのような期間の制限はなく、いつでも取締役に対して請求できます。

議案提案権については、取締役会設置会社あるいは取締役会非設置会社のいずれにおいても、株主総会の日の８週間前までに、取締役に対して請求をしなければなりま

せんが、この期間は定款で引き下げることができます（３０５条１項）。

(3) 総会での議案提案権

上記の議題提案権、議案提案権とは別途、株主は、株主総会の現場において株主総会の目的である事項につき議案を提出することができます（３０４条）。

ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主の議決権の１０分の１以上の賛成を得られなかった日から３年を経過していない場合は、総会当日の議案提案権も認められませんし、株主への通知を求める議案提案権も行使できません（３０４条但書、３０５条４項）。

5 株主総会の議事

(1) 議事の運営

株主総会では、報告事項の報告（４３８条３項など）および決議事項の決議（３０９条）が行われます。

取締役会設置会社においては、株主総会の決議は招集通知に記載された議題（２９８条１項２号）についてしか行うことができませんが（３０９条５項）、取締役会非設置会社においてはそのような制限はありません。したがって、取締役会非設置会社では、招集通知発送後に株主の議題提案権に基づいて提案された議題についても決議を行うことができます。

(2) 議事録

株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し（３１８条１項）、株主総会の日から１０年間その議事録を株式会社の本店に、また株主総会の日から５年間その議事録の写しを株式会社の支店に、それぞれ備え置かなければなりません（３１８条２項、３項）。

株式会社の株主及び債権者は、株式会社の営業時間内はいつでも、議事録の閲覧または謄写を請求することができます（３１８条４項）。